

被告 遠藤千尋

F A C T 別	請求原因 (Xの主張)				抗弁 (Yの主張)			Xの反論							
	記号	摘示事項に該当する記事内容	記号	摘示事項	Y: 摘示事項が事実の摘示か意見なし論評かの別		()=書証 []=証拠 <事>=事実 <失>=過失	X: 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば, 意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることの推認を妨げる事情)	証拠						
ア		「村田養豚場 (村田畜産/村田商店) は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後50匹あまりの犬を放し飼いにしたり通行人を恫喝するなどして、不法掘削した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」 (1頁本文3行目~6行目)	i	村田養豚場に本件土地1の掘削権限がないこと	「...山林を侵奪し、」 →意見なし論評	(1) 本件記事に、本件土地1の掘削のみを取り出して、村田養豚場に掘削権限がなかったと記述している箇所はない。 【被@13-14頁、被@6頁】(甲2)		(例)	(例)						
		「その後も...恫喝するなどして、」 →事実の摘示			甲□, x										
		「不法掘削...占拠し続けています」 →意見なし論評													
		「これら村田養豚場による不法行為や迷惑行為」 (1頁本文8行目~9行目)		本件土地1の不法掘削	村田養豚場に本件土地1の掘削権限がないこと					※ただし「摘示事項」に該当しない。	(2) 原告による山林掘削工事は、本件土地1とそれ以外を区別して行われたものではなく、争点表FACT.1-iiiで整理する通り、越境掘削はあった上、原告は越境掘削した他人地を占拠し続けている。 【被@13頁、被@6頁】				
	イ									意見なし論評					(3) <村田商店代表乙の父>による山林掘削が、<東鳴川C>にとって不本意な工事であったことを示すため、原告も認めているように、事実のみを摘示したものである。 【被@13-14頁】(甲5・甲6=裁判はあった)
	ウ	「山林侵奪 他人地占拠」 (2頁表題)								※ただし「摘示事項」に該当しない。					
エ	「2003年頃他人の山林を掘削・侵奪し、その後不法掘削した他人地を実質的に占拠し続けています」 (2頁本文1行目~3行目)	村田養豚場に本件土地1の掘削権限がないことを認識していたこと、または、認識すべきであったこと	事実の摘示	(1)(2)											
カ	「東鳴川のCさんの先代が、村田氏の先代にこの山林を賃貸していました。両方の先代がほぼ同時期に亡くなった後、現在の農場主が「どのように使ってもいいという約束で先代から借りた」として、借りている山林を突如削り始めたのです。この件は裁判になっています」 (3頁本文5行目~8行目)		※ただし「摘示事項」に該当しない。												
ア	「村田養豚場 (村田畜産/村田商店) は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後50匹あまりの犬を放し飼いにしたり通行人を恫喝するなどして、不法掘削した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」 (1頁本文3行目~6行目)			「...山林を侵奪し、」 →意見なし論評											

イ	「これら村田養豚場による不法行為や迷惑行為」(1頁本文8行目～9行目)
ウ	「山林侵奪 他人地占拠」(2頁表題)
エ	「2003年頃他人の山林を掘削・侵奪し、その後も不法掘削した他人地を事実的に占拠し続けています」(2頁本文1行目～3行目)

ii

<p>村田養豚場には、本件土地1の占有権原がないこと</p> <p>本件土地1の不法占拠</p>	<p>意見なし論評</p>	<p>(4)〈事・失〉平成17(2005)年2月以降、〈東鳴川C〉は、本件土地1賃貸借契約に基づく〈村田商店代表乙の父〉からの賃料支払いを拒否しており、〈東鳴川C〉が本件賃貸借契約の解消を望んでいたのは明らかである。 [被①17-18頁、被②7頁](甲5:6頁、甲6:7頁)</p> <p>(5)〈事・失〉平成20(2008)年7月頃、木津川市からの問い合わせに対し、〈東鳴川C〉は「内容は土地の明け渡しに関して双方の借地契約書の借地期限の違いから調停が行われ、不成立になった。相手の契約書の借地期限の切れる来年(2009年)2月まで静観をしたい」旨述べた。 [被①18頁、被②16-17頁、被③7頁](乙6:15頁、乙81:2頁)</p> <p>(6)〈事・失〉原告は平成22(2010)年4月14日付け内容証明郵便で、本件賃貸借契約を解除することを〈東鳴川C〉に通知し、同郵便は翌15日に配達された。 [被①18頁、被②15頁、被③7頁](甲5:6頁)</p> <p>(7)〈事・失〉本件土地1の掘削をめぐる裁判において、裁判所は本件賃貸借契約の解除が無効となったとの判断は示していない。 [被④6-7頁](甲5、甲6)</p> <p>(8)〈事・失〉原告は、本件賃貸借契約の解除を通知した平成22(2010)年4月ごろまでに、本件土地1において本件賃貸借契約の目的とされた「畜産業(牛の放牧)」を営むことを断念した。実際その後も本件土地1において牛の放牧は全く行われなかった。 [被④17頁、被⑤6頁](甲6:9頁)</p> <p>(9)〈事〉平成27(2015)年10月22日、〈東鳴川C〉は、被告に対し、原告に勝手をさせないため本件土地1に抵当権をつけてもらったと語った。 [被⑤15、19頁]</p> <p>(10)〈事〉原告が〈東鳴川C〉から聞いたとする「尋常でない打ち明け話」は事実と異なる。 [原①8-9頁、被⑥17-20頁](乙80の1乃至2)</p> <p>(11)〈事〉平成18(2006)年11月ごろに、〈東鳴川C〉と、本件土地1隣接地所有者らが、土地不譲渡確約書を交わし、その際、土地を貸さないことについても約束していた。 [被⑥18、24頁、被⑦10-11頁](乙80の1乃至2)</p> <p>(12)〈事〉令和元(2019)年5月ごろ、〈東鳴川C〉が本件土地1売却を前向きに検討するようになったのだとすれば、原告が〈東鳴川C〉に好条件を示したことが、その理由だと考えられる。 [原②9頁、被⑧20-21頁]</p> <p>(13)〈事・失〉本件土地1裁判確定後、〈東鳴川C〉が原告から賃料を受け取ることを拒否していたにも拘わらず、原告はこれに対抗して賃料の供託を再開したとは主張していない。 [原③8頁、被⑨21頁]</p> <p>(14)〈事〉令和元(2019)年8月8日付けの領収書は、本件賃貸借契約の規定と異なり、賃貸借期間が年末ごとに区切られているため、これら領収書を本件賃貸借契約が継続していた証拠とみなすことはできない。 [被⑨21-22頁](甲12の1乃至3)</p> <p>(15)〈事〉売却交渉成立後に追加で支払われた賃料に、本件賃貸借契約の継続を認定する効力があるとは、到底考えられない。 [被⑩8-9頁](甲12の1乃至3)</p> <p>(16)〈事〉平成27(2015)年10月22日、〈東鳴川C〉は、被告の聞き取りに対し、平成21(2009)年には契約は解消されたと明言した。その後も、〈東鳴川C〉が、被告の聞き取りに対し、本件賃貸借契約が継続しているとの認識を示したことはない。 [被⑩18-19頁、被⑪14-17頁]</p> <p>(17)〈事〉〈東鳴川C〉は、被告のほか、〈加茂町B〉と木津川市議〈木津川市議P〉に対しても、本件土地1売却の事情を語っているが、その内容はいずれも本件賃貸借契約が継続していたことを前提としないものであった。 [被⑪8-9頁]</p> <p>(18)〈事・失〉原告は、本件御通知書においては、本件賃貸借契約が存在し、かつ、同契約が継続しているとは主張していない。 [被⑫19頁](乙1)</p>	<p>.....</p>
<p>意見なし論評</p> <p>※ただし「摘示事項」に該当しない。</p>	<p>(1)(2)</p>		

キ	「2009年には、村田氏と東鳴川のCさんとの山林賃貸借契約はどのような解釈によっても解消しています」(9頁本文5行目～6行目)		村田養豚場に本件土地1の占有権原がないことを認識していたこと、または、認識すべきであったこと	事実の摘示 (4)乃至(18)	
ア	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後も50匹あまりの犬を放し飼いにしたり通行人を恫喝するなどして、不法掘削した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」(1頁本文3行目～6行目)	本件土地2・3の不法掘削	「...山林を侵奪し、」 →意見なしし論評 「その後も...恫喝するなどして、」 →事実の摘示 「不法掘削...占拠し続けています」 →意見なしし論評	(19)〈事・失〉〈村田商店代表乙の父〉の掘削当時にも、境界に関する合意は存在した。 [被②27頁] (20)〈事・失〉原告は不法掘削はなかったと主張するが、これは、元々の本件境界が掘削域の外縁もしくはその外側にあると主張していることと同義である。しかし、元々の本件境界が掘削域の外縁もしくはその外側にあることはあり得ない。 [被②33-34頁](乙83:8-11,30-31頁、乙84の1、乙85、甲13、乙86、乙87、乙88の1乃至5、乙111の2、乙112の1乃至2、乙113) (21)〈事・失〉元々の本件境界は、昭和58(1983)年に確定した赤田川南岸府県境点から、東北東に緩やかなカーブを描きながら109mほど稜線を辿り、本件土地2と東鳴川町501の境界である北へ上る稜線に接続していたと考えられるが、原告の掘削域は明らかに元々の本件境界を越境している。 [被②27-35頁、被②22-25頁](乙83:8-11,30-31頁、乙84の1、乙85、甲13、乙86、乙87、乙88の1乃至5、乙111の2、乙112の1乃至2、乙113) (22)〈事〉添上郡鳴川村実測全図の村界には実測値が記載されており、比較的信頼できる。 [被②27-35頁、被②22-25頁](乙86、乙88の1乃至5、乙112の1乃至2、乙113) (23)〈失〉山林掘削時、〈村田商店代表乙の父〉が「古図」という、土地境界を判断する上で重要な資料を持ち合わせていた可能性がある。 [被②29-30頁](甲13) (24)〈事・失〉〈村田商店代表乙の父〉は、越境して山林を掘削していると、〈加茂町Bの亡夫〉らから複数回にわたって抗議を受けていた。 [被②23頁](甲5:6頁、甲6:7頁) (25)〈事・失〉〈加茂町Bの亡夫〉らは刑事告訴の告訴状において、平成16(2004)年4月28日に、〈加茂町Bの亡夫〉らが現地で〈村田商店代表乙の父〉に抗議した際、〈村田商店代表乙の父〉が口頭では工事の中止を了解したことや、平成17(2005)年2月25日に、〈村田商店代表乙の父〉の代理人が、やはり掘削の中止と堆積物の撤去で合意していたことを指摘している。 [被②23頁](乙82:2頁) (26)〈事・失〉本件原確定は元々の本件境界を表す線としても、概ね妥当である。 [被②38頁、被②26頁](乙88の3乃至5、乙112の1) (27)〈事・失〉そもそも、原告が本件賃貸借契約の解除を通知して以降、原告が本件土地1を取得した令和元(2019)年8月末までの間、原告が本件土地1を使用することに正当性がなかった。したがって、その間に原告が赤田川より北の土地に設置していたものは、本件境界がどこがあるかに拘らず、他人地を不法に占拠していた。 (乙3:1頁=被告の主張として) (28)〈事・失〉本件境界については、平成18(2006)年に土地境界確定図が作成されたものの、原告の掘削により全ての境界杭が失われたため、平成19(2007)年に、当時の本件土地1所有者及び本件土地2共同所有者らが同意して、本件原確定に、本件境界が府県境の確定線として書き込まれた。 [被②12-13頁](乙104、乙81の1乃至5) (29)〈事・失〉本件原確定境界は、本件境界に関する、本件土地2共同所有者らと本件土地1前所有者(東鳴川C)との合意を表す。このことは、本件原確定に際し隣接所有者全員から同意書が提出されていることから、明らかである。 [被②36-39頁、被②16頁](乙6:4頁、乙27:7-8頁、乙83:5-6頁、乙88の3乃至5、乙112、甲7の1) (30)〈事・失〉本件原確定が、原告の違法行為をやめさせるため、京都府警の捜査に協力する形で確定されたという経緯を鑑みれば、原告には、当時の隣接土地所有者が同意した、原確定の境界線を尊重する道義的責任がある。 [被②10-14・27-28頁](乙6:4頁) (31)〈事・失〉本件記事が公開された平成28(2016)年6月時点においては、本件原確定は修正されていない。 [被②36頁](甲7の3) (32)〈事・失〉原告は本件原確定境界を越境して本件土地2にコンテナ等を設置している。 [被②31頁](甲2:2-3頁地図、乙32、乙88の3、乙112の1) (33)〈事〉本件原確定から本件境界が削除された理由は、木津川市の手続きに不足があったとされたため、境界が未確定だからではない。 [被②19-20頁](甲7の1乃至2、乙25:1頁、乙27:2頁、別紙2頁、乙28:2頁、乙115)

イ	「これら村田養豚場による不法行為や迷惑行為」(1頁本文8行目～9行目)
ウ	「山林侵害 他人地占拠」(2頁表題)
エ	「2003年頃他人の山林を掘削・侵害し、その後も不法掘削した他人地を実質的に占拠し続けています」(2頁本文1行目～3行目)
オ	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)は、赤田川北側の他人の山林を無断で削る事件を起こしました。村田養豚場の敷地は上図のようになっており、削られた山林は全て他人の土地です」(3頁

iii

村田養豚場が、本件土地2,3について、越境行為を行ったこと	意見ないし論評
村田養豚場の越境行為について認識	

<p>(34)〈事〉平成30(2018)年3月ごろから、原告は排水設備改修の交換条件として、木津川市に本件原確定の修正を要求しているが、奈良市から十分な協力を得られていないにも拘らず、木津川市が修正に踏み切ったのは、こうした原告の強い働きかけがあったためだと考えられる。 [被①14-17・23-27頁](乙21:1頁、乙22、乙23:2頁、乙26、乙27別紙1頁)</p> <p>(35)〈事〉本件原確定の修正は、隣接所有者の同意書を得ずに行われた。これは木津川市の規程を逸脱する手続きだったと考えられるが、木津川市は、改めて確定手続きを行うことを前提に一旦修正するものであるため問題はないとした。 [被②20-23頁](甲7の1乃至2、乙25、乙27-2頁・別紙2頁、乙28-2頁、乙76:2頁、乙77:1頁、乙30-補充理由説明書1頁)</p> <p>(36)〈事〉原告は奈良市を通じ、木津川市に対して、二度にわたり本件原確定の修正を要求しているが、二度目の修正要求においても、原告は掘削域の中にある確定点108及び202の削除を求めている。したがって原告は、少なくとも現在は、越境して掘削したことを認めている。 [被③35-36頁](甲7の4、乙28:5-6頁)</p> <p>(37)〈事〉被告は、平成30(2018)年11月28日に、木津川市からメールで本件原確定が修正された旨を周知されたが、当該メールに「指示」と呼べるような記述はなかった。 [被④21頁、訴状7頁、被⑤8頁](甲8)</p> <p>(38)〈事〉木津川市と奈良市は、令和元(2019)年12月23日に、再確定に関する協議を行った。このとき木津川市は、「点番号201が、両地権者で確認した点である」として、本件原確定境界に従い、点番号201を動かさずそのまま再確定する方針を説明しているが、奈良市はそれを了解している。 [被⑥13-14頁](乙105:2頁)</p> <p>(39)〈事〉令和2(2020)年3月11日、木津川市は、本件再確定に係る現地立ち会いにおいて、当時の隣接所有者が確認したものであることを根拠に、木津川市道の府県境点を、原確定のまま復元すると説明した。 [被⑦15頁](乙108:2頁、乙115:1頁)</p> <p>(40)〈事・失〉〈加茂町B〉らは、経済的にも精神的にも負担が大きすぎるため民事訴訟は提起しなかったが、原告の代替わりによって、原告の態度が変わることに期待し、機会を捉えては、口頭で原告の説得を試みていた。 [被⑧24-27頁]</p> <p>(41)〈事〉令和元(2019)年10月から、原告は本件原確定境界を越境して防護柵を設置することを認めるよう本件土地2共同所有者らに求め、令和元(2019)年1月には一方的に防護柵を設置したが、これに対し〈加茂町B〉ら本件土地2共同所有者は、防護柵の越境を明確に拒否する内容証明郵便を原告に送っている。 [被⑨25-27頁、被⑩13頁](乙84の1乃至5、乙107:3-4頁)</p> <p>(42)〈事〉本件土地1と本件土地2の土地境界に争いがあることが明らかになったのは、原告が本訴訟を提起した後、原告が本件土地1を取得し、本件土地2共同所有者らに対し、本件原確定境界を越境して防護柵を設置することを認めるよう求めて以降である。本件土地1前所有者の〈東鳴川C〉と本件土地2共同所有者らとの間に土地境界に関する争いはなかった。 [被⑪25-27頁、被⑫12-13・16-17頁](乙84の1乃至5、乙107:3-4頁)</p> <p>(</p>	
<p>(43)〈事〉令和元(2019)年12月27日、奈良県は「自分の土地で明らかな位置に張るのはどうか」と原告に提案した。また、木津川市も「平成19(2007)年確定の所に柵を張るのであれば、隣接地権者は異議がないと思う」と指摘した。 [被⑬14頁](乙106)</p> <p>(44)〈事〉令和2(2020)年3月中頃、奈良県畜産課長溝杭は〈加茂町B〉に電話をして「防護柵のあるところまで土地を売る気はないか」と持ちかけた。この発言は、本件土地2共同所有者らが主張するとおり、本件原確定境界が正当な土地境界であることを前提とするものである。 [被⑭15頁](乙115:2頁)</p> <p>(45)〈事〉令和2(2020)年1月、原告は、本件土地2に越境して設置しているものを全て取り囲む形で防護柵の設置を強行したが、この防護柵の位置は赤田川南岸に存在したという既設金属製の位置を根拠としているようにも見える。しかし、その既設金属製は本来の位置にないことが木津川市によって確認されており、境界損壊罪の関与が疑われる。 [被⑮18-22頁、原⑯10-12頁](乙107、乙109、乙110)</p>	
<p>(50)〈事〉(19)乃至(26)の通り、本件土地2及び本件土地3は無断で掘削された。本件土地1についても、事前に貸主の確認を十分に受けなかったという意味で、無断で掘削されたと言える。 [被⑰13頁]</p> <p>(51)〈事〉削られた土地は全て他人の土地である。</p>	

	「山を削り取られたAさんBさんは、 本文2行目～4行目」		していること、ま たは、認識すべき であったこと	「(1)〈事〉削り取られた土地は、 (乙83:12-18頁登記簿)」	
ク	「京都府木津川市側のAさんBさんは 完全に巻き添えで山林を破壊され」(3 頁本文9行目)	事実の摘示		(19)乃至(49)	
ケ	「2005年AさんBさんらは村田養豚場 (村田畜産/村田商店)を刑事告訴しま した」(3頁本文10行目)			(52)〈事〉〈加茂町Bの亡夫〉らは平成17(2005)年8月に山林掘削を木津警察署に告発している。さらに平成19(2007)3月には、〈村田商店代表乙の父〉を刑事告訴した。 (乙6:1頁,乙82)	
コ	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)他 人地で野焼きを繰り返し、農場主が現 行犯逮捕されています」(4頁本文2行 目～3行目)	事実の摘示 ※ただし「摘示事項」に該当しない。		(53)〈事〉「ケ」「コ」は本件記事では一続きの文章である。本件記事の文章では、野焼きでは現行犯逮捕された(ケ)が、山を削り取られたことに関する刑事告訴は起訴猶予に終わった(コ)と言う文脈となっている。 【被④40頁】(甲2:3頁)	
サ	「しかし、山林を削り取られたAさん Bさんらによる刑事告訴はなぜ起訴 猶予に終わりました」(4頁本文3行目 ～4行目)	事実の摘示		(54)〈事〉被告が「起訴猶予に終わった」と記載した根拠は、木津川市議会での質問による。 【被④27頁】(乙6:10頁) (55)〈事〉このころ関係者間で、刑事告訴が当然起訴に至るであろうと期待されていたことは、木津川市建設部長が「期待をしていた」と述べていることにも表れている。 【被④41頁】(甲2:3頁)	